

総務・産業常任委員会

令和8年6月1日に開催された事務調査案件は、建設水道課1件、商工観光課1件、産業課3件、企画調整課3件総務課1件でした。

☆建設水道課

建設水道課1件は栄町団地立替工事(Ⅲ期)請負契約の締結について説明がありました。

委員からは、建て替え後入居者がいないのは不評ということなのか、坂道で道路が1本なのが原因なのでは、物価高騰で資材購入の対応が出来るのか、工期の遅れがないか、工事費の上限の範囲、資材の変更や全体の変更など設計変更はあり得るのか、落札業者が同じなので資材調達が出来ているのでは、それを確認すべきでは、様似の木材が使われているがその量は、3、4号棟も同じか、今後の建設計画、前入居者が再入居するか確認すべき、公共住宅の在り方を考えるべき、前回に間取りについて

考えてほしいと要望したが変わっていない、雨水の対応が出来ていない等質疑がありました。



☆商工観光課

商工観光課1件は、アポイ岳調査研究支援センター公募型プロポーザルの結果について説明がありました。

委員からは、今後の観光戦略について、アポイ山荘改築のビジョンについて、学者が使用していたがプロポーザルに全く関心がない、支援センターの宿泊によりアポイ山荘の宿泊が減る、学者のサポートが

ない、役割は終わったので解体すべき、アポイ山荘の指定管理者への声掛けの有無、跡地は郷土館にしては、バイオマスはアポイ山荘大改築と一緒に考えるべきでは、バイオマスにした時の経済効果を試算すべき等質疑がありました。

☆産業課

産業課1件目は、様似町農業委員会委員の任命について説明がありました。

委員からは、法律の中の「いちじるしい」の程度について質疑がありました。

2件目は、様似漁港区域内公有水面埋め立てについて説明がありました。

委員からは、施行時期、港湾管理者の所在等質疑があ



りました。

3件目は、産業課所管の補正予算について説明がありました。

委員からは、熊スプレーは誰が所持するのか、ガバメントハンターの現状について、赤潮対象の魚種、商工業者の新規就業支援の有無、組合が変わった場合も対象なのか、補助金制度の規定について、魚種転換の船の補助について、熊パンチを導入しては、一次産業の支援策をまとめてPRして欲しい等質疑がありました。

☆企画調整課

企画調整課1件目は、ふるさと納税の現況について説明がありました。

委員からは、個人、企業の状況について、映画「北の流水」関係で金額、中止の知らせ、4町の対応、寄付金の返上、決着はいつになるのか、寄付金の配分等質疑がありました。

3件目は、「さまに乗合ワゴン」の運行状況について説明がありました。

委員からは、町の行事等夜間、土日も稼働してほしい、ハ

イヤーと乗合ワゴンの運転手の状況、緊急時のための人員確保、A、B地区を分けないで出来ないか、乗降場所を限定せずフリーに出来ないか、個人登録で個人車両は可能か、一人、二人等乗合の状況、今後複数台数の可能性について等質疑がありました。

3件目は、様似テレビジョン放送局地上デジタル送信機更新等工事請負契約の締結について説明がありました。

委員からは、質疑はありませんでした。



☆総務課

総務課1件目は、様似町広告式条例の一部改正について説明がありました。

委員からは、今後の掲示板使用について、希望者にメール、LINE等で周知しては等質疑がありました。

社会・文教常任委員会

令和8年6月2日に委員
会室で社会文教常任委員会
が開かれました。

● 税務町民課

1件目は様似町税条例の
一部を改正する条例の制定
に係る専決処分の承認につ
いてです。

①軽自動車税(環境性能割)
の廃止により、関係規定を
廃止し、名称を「軽自動車税」
とする規定に改正します。



②住宅借入金等特別税額
控除の適用期限を5年延長
し、令和12年までに居住を
開始した場合に適用とする
こととする規定に改正しま
す。

③固定資産税の家屋及び償
却資産に係る免税点を引き
上げる規定に改正します。
家屋は20万円から30万円に
なり、償却資産は150万円
から180万円になります。

2件目は様似町条例の一
部を改正する条例の制定に
係る専決処分の承認につい
てです。

①課税限度額の変更で、基
礎分が1万円、子ども分が3
万円、あわせて4万円にな
ります。

②軽減判定所得の引き上
げ、低所得者に対する国民
健康保険税の軽減の対象と
なる世帯の軽減判定につい
て経済動向を踏まえ引き上
げを実施する。内容は5割軽
減基準額には5千円、2割軽

減には1万円を引き上げる
ものです。これについては特
に意見、質問等はありません
でした。

● 教育委員会

1件目、様似町家庭的保
育事業等の設備及び運営に
関する基準を定める条例の
一部改正について

①令和8年12月25日施行予
定の「学校設置者等及び民
間教育保育事業者による児
童対象性暴力等の防止のた
めの処置に関する法律(こ
ども性暴力防止法)に定める犯
罪事実確認等の処置につい
て、事業者が行わなければなら
ない規定を追加しています。

2件目は様似町乳児等通
園支援事業の設備及び運営
に関する基準を定める条例
の一部改正について

①こども性暴力防止法に定
める犯罪事実確認等の処置
の実施に係る規定を追加し
たものです。委員から「誰
でも通園制度とは」の質問に、
これは現在幼児センターでは

すでに設置されている制度
で、新しく従事する方に適
用になり、現在の職員につ
いても犯罪歴確認を行い、5年
ごとに再確認します。

3件目様似町特定乳児等
支援事業の運営に関する基
準を定める条例の制定につ
いて

①子ども・子育て支援法に
基づき、特定乳児等通園支
援事業者(この基準に適合す
ることを市町村が確認した
事業者)が従うべき運営基準
を定める。委員から職員の
研修等実施状況の質問に基
本的に毎月1回程度は行っ
ております。



4件目としてアイヌ文化紹
介のホームページ「シヤミア
イヌ」の公開継続について、国
からの継続事業であること
から、5年間はホームページ
上での公開継続をしたいとの
ことです。委員からは昨年の
予算ではどうなっていたのか
との質問に単年度の予算で
あるとのことです。

